

社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づく評議員選任・解任委員及び定款第10条の規定に基づく評議員並びに第25条の規定に基づく役員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選任・解任委員とは本会評議員選任・解任委員会運営細則第3条に基づき構成された者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 役員とは、定款第18条における理事及び監事をいう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事務所に週3日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が正副会長会議、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席し又は監査会を行った場合のほか、会長が必要があると認める本会の業務を行う場合は、別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

- 2 費用弁償は、用務の当日に現金をもって本人に費用弁償を支給する。
- 3 会長及び地方公共団体の職員には費用弁償を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

- (1) 常勤役員は、その職務を遂行するために報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員は、無報酬とする。
- (3) 評議員は、定款第10条に定めるとおり無報酬とする。
- (4) 評議員選任・解任委員は、本会の評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬の算定方法)

第5条 役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会の給与支給規程第2条に準じた日とする。

- 2 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、互助会、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公 表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって、「社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会非常勤役員等の費用弁償及び旅費に関する規程」は廃止する。

別表1 (費用弁償)

区分	費用弁償額
1. 市内地域居住者	1回につき 1,700円
2. 市外地域居住者	1回につき 2,000円

別表2 (報酬額)

区分	報酬月額
常勤役員	150,000円

※役員賞与及び役員退職慰労金は支給しない。